

意匠五庁 (ID5) 協力について

審査第一部 生活・流通意匠 審査官 玉虫 伸聡

抄録

本稿では、日米欧中韓の知的財産庁が意匠分野での国際協力を推進するための枠組である意匠五庁(ID5)について、その概要と2015年創設までの経緯、そして、その後の五庁協力の取組、特に2019年に日本で開催した第5回会合を中心に、ご紹介します。

1. はじめに

デザインの活用と意匠権取得の国際的な展開がより活発化する中、世界各国で安定した意匠権を速やかに取得し、安心して活用できる環境を整えるためには、意匠制度に関する知的財産庁間の相互理解を促進し、更なる協力関係を構築していくことが不可欠となっています。

そうした中、日米欧中韓の5つの知的財産庁は、意匠五庁(ID5)という協力枠組を2015年に創設し、意匠保護に関する法制度と実務について、五庁間の国際協力を推進しています。

筆者は、ID5の前身となる会合からID5創設まで、及び、創設から5年目の節目の年にあたる2019年に日本で開催した第5回会合に関する業務に携わった経験をもち、この度、執筆の機会をいただきました。

本稿では、このID5について、その概要と創設までの経緯、そして、その後の五庁協力の取組、中でも第5回会合を中心に、ご紹介します。

なお、本稿は、個人として執筆したものであり、特許庁やID5の見解を示すものではないことを予めお断りいたします。

2. 意匠五庁 (ID5) の概要

まず初めに、ID5とは何か、ID5協力の目的や進め方をご紹介します。

(1) ID5とは

意匠五庁 (ID5) は、意匠分野での国際協力を推進するため、2015年に創設された協力枠組で、意匠分野を所管する日米欧中韓の五つの知的財産庁、すなわち、日本国特許庁 (JPO)、米国特許商標庁 (USPTO)、欧州連合知的財産庁 (EUIPO)¹⁾、中国国家知識産権局 (CNIPA²⁾)、韓国特許庁 (KIPO) で構成されます (各庁は「パートナー庁」と呼ばれます)。ID5は、「Industrial Design 5」の略称です。

五庁は、世界の意匠登録出願件数の8割以上を扱うとともに、5つの国・地域のユーザーからは、世界の8割以上の意匠登録出願がなされています。また、五庁ユーザーにとって五庁は重要な出願先であり、五庁にとって五庁ユーザーはいわば大口の顧客です。例えば、日本について見てみると、2018年、日本人による意匠登録出願件数が多い海外知財庁は、CNIPA、EUIPO、USPTO、KIPOの順で、日本への意匠登録出願の多い国・地域は、EU、米国、中国、韓国の順となっています。³⁾ 登録件数ベースで

1) 2016年3月、欧州共同体商標意匠庁 (Office for Harmonization in the Internal Market (Trade Marks and Designs) (略称OHIM)) から改称。

2) 2018年8月、英文名を、State Intellectual Property Office of China (SIPO)から、China National Intellectual Property Administration (CNIPA)に改称。

3) WIPO statistics database, April 2020

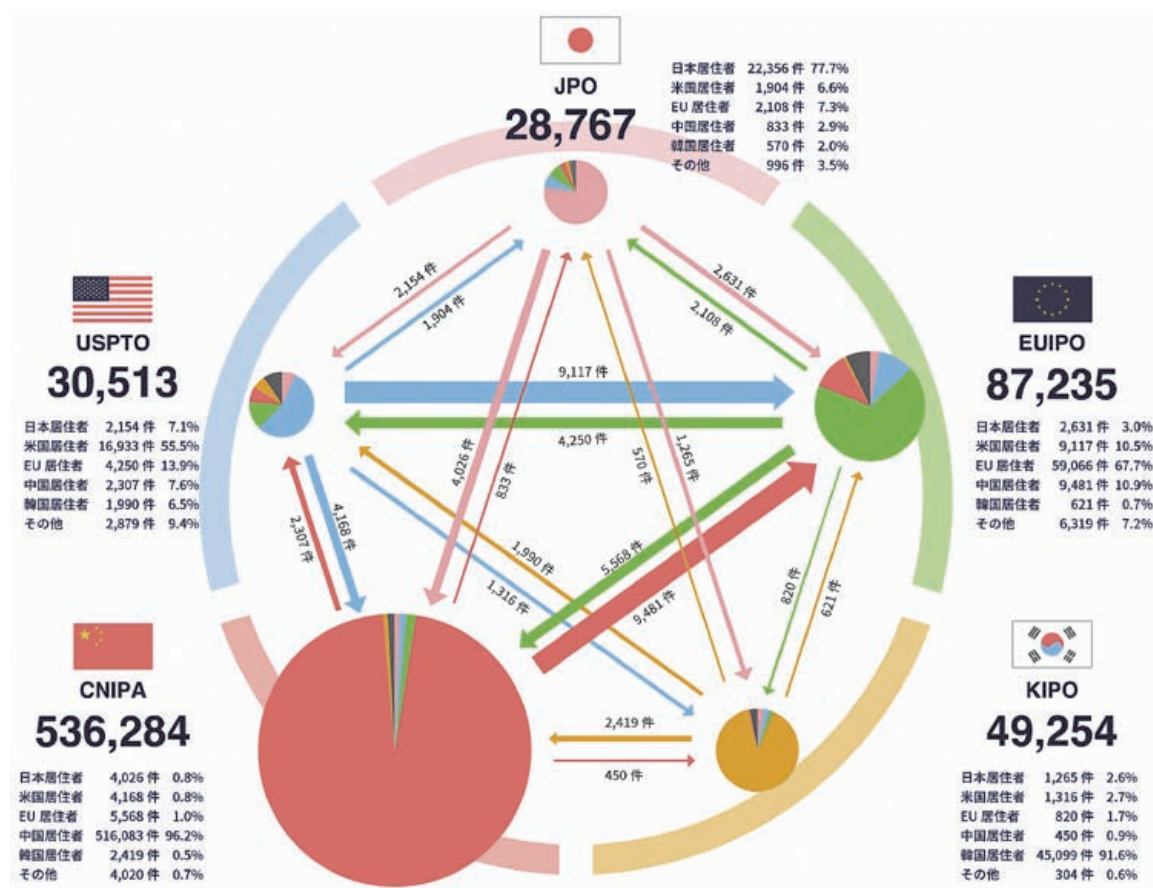


図1 日米欧中韓間の意匠登録動向（2018年）
 (出典：特許庁「令和元年度意匠出願動向調査報告書－マクロ調査－」)

も同様です(図1)。

知的財産に関する多国間での議論は、国連の専門機関である世界知的所有権機関(WIPO)でも行われています。例えば、商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会(SCT)⁴⁾では、2010年以降、意匠の手續調和を目的とする意匠法条約の制定に向けた検討が行われています。各国専門家による累次の議論を経て、調和の対象となる実質的な手續内容については既に一定の方向性が打ち出されていますが、一部論点の対立が解消せず、条約採択に向けた検討が停滞しています。

また、ハーグ協定⁵⁾は、WIPOが管轄する意匠の国際登録に関する条約で、WIPO国際事務局に提出する1つの国際出願によって、複数の締約国における意匠権の取得・維持・管理を一括して行える制度

を提供するものです⁶⁾。国際出願の場合、国際事務局が一元的に方式審査を行うため、国際出願をする限りにおいては、締約国間の一定の制度調和が実現できているということもできます。しかし、ハーグ制度はあくまでも手續に関する取極であるため、意匠が保護されるための実体要件や各国で保護が付与された意匠権、国際登録が指定国の実体要件を満たさず指定国官庁から国際事務局を通じて拒絶通報が送付された後の手續等は、各国法令によって定められます。また、当然ながら、国際出願で協定未加盟国を指定することはできず、従来の各知財庁への直接出願は協定の範囲外です。

魅力的なデザイン製品の国際展開がますます活発となる中、世界の大多数の意匠登録出願を扱う意匠五庁は、世界の意匠保護を先導する役割があること

4) <https://www.wipo.int/policy/en/sct/>

5) <https://www.wipo.int/hague/en/> EUは2008年、韓国は2014年、日本と米国は2015年に加盟(ジュネーブ改正協定)。中国は未加盟。

6) ハーグ制度の概要については、<https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/index.html>

を認識し、ID5という枠組を通じて、相互理解を深め、国際的な協力関係を強化しています。

なお、五庁は、五庁協力を通じて、WIPOが管理する国際意匠制度の発展に積極的に貢献していく意思を共有しており、ID5の会合には、WIPOをオブザーバーとして招待しています。

(2) 五庁協力の目的

五庁協力の目的として、五庁協力のガバナンスに関するルールを定めた「ID5運用ガイドライン」では、以下の5つを挙げています。

- ・高効率で相互運用可能な意匠保護制度の構築
- ・意匠庁における業務の質及び効率の向上
- ・意匠制度及び意匠保護に関する積極的な議論の促進
- ・ユーザーや公衆へのよりよいサービスの提供
- ・意匠分野におけるイノベーションや開発の奨励

(3) 五庁協力の進め方

①事務局、会合

五庁のうちいずれかの庁が、毎年持ち回りで事務局を務め、同庁が「ホスト庁」となり開催する年次会合までの1年間、五庁協力のまとめ役を担います。

年次会合は、庁幹部（主に部長級）が各庁の代表を務め、主にプロジェクトや共同声明の採択等の意志決定を行う場である一方、実務者間で議論を行う中間会合を、年次会合に先立って開催し、プロジェクトの進捗や新規プロジェクトの提案等について議論を行い、年次会合までに行うべき作業を確認して協力を進めています。

なお、ID5は、商標五庁(TM5) 会合意匠セッションを前身とし、両会合の参加者が重複する場合がある等、会議の効率性・費用対効果を考慮し、これまでのID5の年次会合は全て、TM5のホスト庁と同じ国の庁がホスト庁を務め、TM5の年次会合の直後に開催されています（経緯については、3.(2) 参照）。

②協力プロジェクト

具体的な五庁協力は、プロジェクト形式で進めています。

まず、五庁で行う協力活動を提案したいパート

ナー庁が、その内容をまとめた概要書「プロジェクトブリーフ」を他庁に提示し、実務者間の検討を経て、年次会合でプロジェクトブリーフを採択することにより、ID5のプロジェクトとしての具体的な協力活動が実施されることとなります。

プロジェクトブリーフには、プロジェクトの定義や対象範囲、想定スケジュール等が記載され、それらに基づき作業を進めます。

プロジェクトを提案した庁が、「リード庁」となり、プロジェクトを主導します。複数の庁が共同でプロジェクトを提案した場合は、それらの庁が共同リード庁となります（いずれかの庁が主担当を務めます）。中間会合及び年次会合では、リード庁がプロジェクトの進捗を報告し、五庁でレビューを行います。プロジェクトで予定された作業を終えると、年次会合において、報告書等の成果物を承認し、プロジェクトを完了します。

③対外コミュニケーション

各プロジェクトのプロジェクトブリーフや成果物、年次会合で採択された共同声明等の情報を、ID5の公式ウェブサイト⁷⁾を通じて公表し、対外的な情報発信を行っています。

また、年次会合では、五庁のユーザー団体の代表を招いた「ユーザーセッション」を開催しています。ユーザーセッションは、五庁がユーザーに対して五庁協力についての情報提供を行うとともに、五庁協力に対するユーザーからのインプットを受ける機会となっています。

3. 意匠五庁 (ID5) 創設までの経緯

次に、2015年にID5が創設されるまでの経緯をご紹介します。意匠分野については各国の組織形態が異なり、合意に至るまでの道のりは、決して楽なものではありませんでした。

(1) 商標三極会合意匠セッション

複数の主要な知財庁間の協力は、意匠分野よりも先に、特許分野及び商標分野で進められていました。特許分野では、1983年から日米欧の三庁による三

7) <http://id-five.org/>

極協力が、2007年から日米欧中韓による五庁協力 (IP5: Intellectual Property 5) が行われています。

一方、商標分野では、2001年から日米欧の三庁による協力(商標三極)が行われていたところ、三庁がいずれも意匠分野も所管する⁸⁾ことから、2008年より、商標三極の年次会合において、意匠分野の専門家による会合(意匠セッション)を並行して行うことになりました。最初は短時間の情報交換でしたが、回を重ねるごとに意匠の時間も増えていきました。2010年に日本で開催した第9回商標三極会合から、WIPOも意匠セッションにオブザーバー参加することになりました。

そして、2011年には、商標三極会合が、韓国特許庁(KIPO)をパートナー庁に迎えて、拡大商標三極会合(TM4)(米国、アレキサンドリア)として開催され、意匠セッションも、日米欧韓の四庁で会合を行いました。また、前回の東京会合の商標セッションから始まったユーザーセッションを、意匠セッションとして初めて行いました(写真1)。

(2) 商標五庁(TM5) 会合意匠セッション

拡大商標三極会合にオブザーバー参加していた中国国家工商行政管理総局(SAIC)は、会合直後に正式な参加表明を行い、商標三極は、五庁による協力体制、商標五庁(TM5: TradeMark 5)に移行しました。2012年10月に第1回TM5年次会合(スぺ

ン、バルセロナ)が開催され、引き続き意匠分野の専門家による意匠セッションも並行して(会合の最初と最後は合同で)開催されましたが、SAICが意匠分野を所管していない⁹⁾ことから、依然として、日米欧韓の四庁により実施されました。

2013年第2回TM5年次会合(韓国、ソウル)でも、同形式で意匠セッションを開催しました¹⁰⁾。その中で、意匠分野の枠組についての議論もありましたが、大きな進展はありませんでした¹¹⁾。

翌年2014年のTM5の事務局は、JPOでした。意匠五庁の創設について、ホスト庁を務める第3回TM5年次会合(日本、東京)での合意形成を目指し、JPOは動きます。中国を加えた新たな多国間での意匠の議論の場を創設することについて、様々なレベルの二国間・多国間での対話の機会をとらえて、精力的に意見交換、調整を行いました。年次会合前、連日深夜まで準備を続ける中、共同声明案を回付し調整するも、合意できる文章が定まらないまま、12月の会合の日を迎えました。

そして、年次会合(写真2)では、未だ開催方法等についての意見の相違があったため、最終日の最後の最後まで粘り強く調整を行いました。その結果、意匠五庁(ID5)の創設についての合意を含む、共同声明を採択することができました。具体的には、以下の事項について合意しました。

・意匠分野での連携がますます重要になってきてい



写真1 拡大商標三極会合意匠ユーザーセッション (2011)



写真2 第3回商標五庁(TM5) 年次会合 (2014)

8) 日本国特許庁(JPO)及び米国特許商標庁(USPTO)は、特許・意匠・商標を所管する一方、欧州では、欧州特許庁(EPO)が特許を、欧州連合知的財産庁(EUIPO)(当時は、欧州共同体知的財産庁(OHIM))が、意匠・商標を所管している。
 9) 中国国家知識産権局(CNIPA(当時は、SIPO))が、特許・意匠を所管。後に、2018年の政府組織再編によりCNIPAが商標も所管することになった。
 10) 2013年7月1日、JPOの意匠部門が審査業務部から審査第一部に移ったため、第2回TM5年次会合以降、意匠の代表団のヘッドは、審査第一部長が務めている。
 11) 共同声明の記載: “The Design Partners discussed the impact of other design jurisdictions outside of the Design Partners.”

- ることを認識し、意匠関係事項をTM5から分離し、意匠のフォーラム (ID5) とすること、
- ID5会合は、TM5会合と同会場で連続開催する等、効率性や費用対効果の高い方法で開催すべきであり、2015年初回会合は、次回TM5会合のホスト庁であるUSPTOがTM5会合と連続して開催すること、
 - 2015年に開催する初回会合に、中国で意匠分野を所管する中国国家知識産権局 (SIPO (当時、現CNIPA)) を招待すること。¹²⁾

ホスト庁としての1年あまりの努力が実を結んだ瞬間でした。

(3) 意匠五庁 (ID5) の創設

その後、JPOは、共同声明をまとめたホスト庁として、会合後も各庁との調整を続け、USPTOにバトンを渡します。そして、SIPOが、正式にID5への参加を表明したことを受け、2015年12月、五庁の代表団が、米国・アレキサンドリアのUSPTO庁舎に集い、第1回ID5会合を開催し、合意声明に署名して、意匠分野でも五庁協力体制が正式に発足しました (写真3)。その合意声明の前文は、以下のとおりです (仮訳)。

国内及びグローバル市場における意匠の価値や重要性とイノベーションにおける意匠の拡大する役割を踏まえ、利便性が高く高効率で相互運用可能な意匠保護制度の発展を促進することが重要であることを認識し、そのような目的は、意匠制度への意識を高め、意匠制度の業務効率性、品質、利便性の向上を図る取組に関する相互理解及び相

互協力を通じて達成されることを確認する¹³⁾。

4. 意匠五庁 (ID5) 協力の取組

次に、第2回から第4回まで(2016年～2018年)の年次会合での主な成果と、各協力プロジェクトの概要についてご紹介します。

(1) 各年次会合での成果概要 (第2回から第4回)

ID5創設翌年の2016年から、毎年6月頃に中間会合を開催し、秋から冬に行う年次会合に向けた実務者間の議論を行っています。同年の第2回年次会合 (中国、北京) では、計12の協力プロジェクトを立ち上げることに合意しました。

2017年の第3回年次会合 (スペイン、アリカンテ) では、図面要件、意匠分類、外国優先権及び意匠統計の各プロジェクトについて、成果物を取りまとめました。また、五庁協力のガバナンスに関するルールを定めた「ID5運用ガイドライン」を採択するとともに、ID5の協力活動を対外発信するためのID5ウェブサイトを設置することに合意しました。さらに、ユーザーセッションを開催し、新技術意匠の保護をテーマにユーザーを交えた議論を行いました。

2018年の第4回年次会合 (韓国、ソウル) では、新技術意匠 (GUIに代表されるデジタル技術由来の新しいデザイン)、グレースピリオド、部分意匠、意匠の保護要件について、制度比較調査結果を取りまとめるとともに、新たに6つの新規プロジェクトを採択しました。また、第四次産業革命の進展を背景に利用が拡大する新技術意匠の保護強化を五庁が



写真3 第1回ID5会合 (2015)



写真4 第4回ID5年次会合 (2018)

12) http://tmfive.org/wp-content/uploads/2017/02/Joint-Statement-2014_final.pdf

13) <http://id-five.org/wp-content/uploads/2015/09/2015-Agreed-Statement.pdf>

共に目指すことをまとめた共同声明を採択しました。さらに、ユーザーセッションでは、五庁ユーザー代表からの発表も交え、多様化する新技術意匠の保護の重要性や制度運用の国際協調に向けた要請が多くなされるなど、五庁とユーザーとの間で活発な議論が行われました。

(2) 協力プロジェクトの概要

ID5で実施し、検討が完了した又は継続中の協力プロジェクトは、表1のとおりです。

これらの協力活動が正式にID5のプロジェクトとして採択されたのは、2016年の第2回年次会合からですが、それらのテーマの中には、ID5創設前から各庁の実務について情報交換等を行ってきたものも含まれています。

例えば、「意匠の図面要件に関するカタログ」は、初めてユーザーセッションを開催した2011年の拡大商標三極会合意匠セッションにおいて、参加したユーザー団体代表の多くから、図面要件の調和に対する期待が寄せられたことを受け、以後、四庁は、WIPOの参加も得て、図面要件の比較カタログの作成を進めていました。また、「意匠統計の取りまとめ」については、2010年の第9回商標三極会合（東京）での合意以来、官庁間で意匠統計の交換を行っていました。

協力プロジェクトの多くは、各庁の法制度と実務を調査し、比較研究するものです。まず、リード庁が調査票案を作成し、五庁で検討の上、調査票を確定させ、五庁が調査票に回答し、リード庁が報告書案にとりまとめ、年次会合で採択するという流れで進めます。比較研究は、五庁間の相互理解を深化させ、各庁における政策や実務の進展に寄与することを主な目的としています。また、成果物の公表を通じて、五庁における法制度や実務についてのユーザー等における理解の醸成が図られることが期待されます。成果物は、前述のID5ウェブサイトでも公表されていますので、どうぞご覧ください。

5. 2019年第5回ID5会合（日本開催）

2019年のホスト庁（事務局）はJPOが務め、中間会合及び年次会合を主催しました。2014年に東京でID5創設の合意を得てから5年ぶりとなりま

す。また、同年次会合は、ID5のホスト庁の持ち回りが一巡する節目の会合でもあります。ここでは、2019年のID5協力について、事務局としての業務、中間会合及び年次会合の様子等をご紹介します。

(1) 事務局業務

事務局としての業務は、多岐にわたります。会合の日程調整、会場の選定・準備、庁内外関係者との各種連絡調整から、プロジェクト全体の進捗管理、会合のアジェンダや共同声明、協議議事録（ROD：Record of Discussion）、挨拶文、ト書き等の作成、そして、会合当日は、ホスト庁として議事進行を行うほか、会場設備の確認、通訳や業者への対応、参加者のお迎えや誘導等、スタッフ総出で細心の注意を払いつつ、会合の成功を目指します。ホストとしては、やはり、会合参加者に、「日本で開催した会合は良かったよ!」と言ってもらいたいものです。これまでのID5と同様に、意匠課と国際協力課意匠政策班が協働して、業務にあたりました。

また、事務局業務と並行して、1パートナー庁のJPOとしての作業・準備も年間を通じて行います。リード庁を務めるプロジェクトでは、成果のとりまとめや進捗報告に向けて作業を進め、それ以外のプロジェクトでは、質問票への回答や報告書案の確認等を行います。また、会合に向けJPOとしての対処方針を作成し、会合では、JPOとして発言や報告も行います。

(2) 中間会合

事務局としての最大の役目は、年次会合できちんと成果をとりまとめ、次に繋ぐことです。そのためには、実務者間で議論を行う中間会合においていかに年次会合までの道筋をつけるかが、まずは重要になります。年次会合ではどのような成果を得て発信できるのか、庁内で議論を重ね、その成果を得るために事前にどのような合意が必要であるかを念頭において、中間会合の準備を進めました。

6月らしい梅雨空の下、中間会合を東京で開催しました。会合前には方向性が見通せなかったプロジェクトが一部あり、また新規提案の内容が会合直前に示される等、当日の取りまとめに若干の不安もある中で会合に臨むことになりましたが、議長（意匠課長）の巧みな進行もあって、各プロジェクトに

表1 ID5協力プロジェクト一覧 (2020年9月現在)

	プロジェクト名	採択年-完了年	リード庁	プロジェクト概要	公表済成果物等
検討完了	意匠の図面要件に関するカタログ	2016-2017	EUIPO	五庁における意匠の図面表現の取扱いに関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較したカタログを作成するプロジェクト。	報告書
	意匠分類に関する協定及び実務に関する研究	2016-2017	JPO・KIPO	五庁が利用する意匠分類の体系及びその運用実務に関する情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。	報告書
	新しい技術の意匠の保護に関する実務の研究	2016-2018	USPTO・EUIPO	五庁における、GUI等、新しい技術に由来した意匠の保護に関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。	報告書
	意匠出願へのグレースピリオドの適用に関する比較研究	2016-2018	USPTO・JPO	五庁が意匠出願に対して適用するグレースピリオドに関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。	報告書
	意匠イノベーションのための効果的な保護手段としての部分意匠の比較研究	2016-2018	USPTO・JPO	五庁における部分意匠の保護に関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。	報告書
	意匠の保護要件に関するカタログ	2016-2018	KIPO	五庁における意匠の保護要件に関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。	報告書
	ID5による優先権の実務に関する研究	2016-2019	CNIPA	五庁における優先権制度に関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。 外国優先権制度に加え、関連する分割出願制度等の法令及び実務の比較を取りまとめた。	報告書
	製品表示に関する実務の比較研究	2016-2019	EUIPO	五庁における製品表示(意匠に係る物品)の取扱いに関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。	報告書
	潜在的な経済要因及び各知財庁の施策がグローバルな意匠出願に与える影響の分析	2016-2019	EUIPO	各庁における将来の予算や人員配分、最適な事業計画のために、潜在的な経済要因や知財庁の施策効果等を考慮した、より正確な出願件数予測手法について検討するプロジェクト。 各庁における既存の出願予測手法の調査と、各庁の出願変動要因の分析結果を取りまとめた。	報告書
	3Dプリンティングと意匠保護に関する研究	2018-2019	KIPO	意匠権による保護と3Dプリンティングに関わる行為との関係性について、五庁の比較調査研究を行うプロジェクト。	報告書
	意匠統計の取りまとめ	2016-2017	JPO	相互に関心の高い意匠統計データの共有を目的として、共通の指標に基づく統計データの定期的交換を行うプロジェクト。	五庁統計(毎年作成)
ID5ウェブサイトの開発及び維持	2016-2017	KIPO	ID5が、参加各庁間及びユーザーとの間で、協力プロジェクトに関する情報及び意匠保護に関する各庁の制度や施策等を共有するためのウェブサイトを開発し、運営するプロジェクト。	ID5ウェブサイト(随時更新)	
継続中	ID5による優先権書類の電子的交換に関する研究	2016-	USPTO・CNIPA	五庁における優先権書類の電子的交換システムの導入可能性について検討するプロジェクト。	五庁全てが、2020年中にWIPO・DASに参加
	品質管理に関する研究	2018-	CNIPA・EUIPO	意匠実務の品質管理に関する五庁間の相互理解と信頼の醸成、ユーザーに対する高品質サービスの提供を目的に比較調査研究を行うプロジェクト。	-
	意匠データ資源(非特許文献)に関する研究	2018-	CNIPA・JPO	各庁が保有する意匠審査用公知資料情報の収集及び利用方法に関する比較研究を行うプロジェクト。	-
	新規性審査におけるインターネット情報の証拠性に関する研究	2018-	JPO・CNIPA	意匠の新規性審査におけるインターネット情報の取扱い実務について、五庁の比較調査研究を行うプロジェクト。 各庁の取扱い実務の比較調査結果を取りまとめ、公表済。今後は、この調査結果の分析を行うとともに、推奨実務の作成等、更なる取組の可能性について検討を行う予定。	報告書
	ID5推奨意匠実務に関する研究	2018-	USPTO・JPO	意匠登録出願手続における方式要件の国際的な調和に向けて、意匠法条約(DLT)草案に基づく意匠実務をID5が国際的に推奨していくことを目指すプロジェクト。 プロジェクトの成果物として、ID5推奨意匠実務を作成し、ID5ウェブサイトにおいて公表している。今後は、ユーザーからの意見等を踏まえ、DLTの項目以外で推奨可能な意匠実務の分野について検討を進める予定。	ID5推奨意匠実務
侵害時の救済手段に関する研究	2018-	USPTO・KIPO	意匠権による保護の実効性を可視化し、効果的な権利活用を支援することを目的に、意匠権侵害時の救済策について五庁の比較調査を行うプロジェクト。	-	

ついて、年次会合までに行う作業を整理の上合意することができました。また、年次会合で採択する共同声明やユーザーセッションのプログラムの骨子についても、中間会合でJPOの考えを示し、他庁と共有することができたため、その分、その後の調整が少し楽になったのではないかと思います。

(3) 年次会合

ラグビーワールドカップ日本大会が日本中を興奮の渦に巻き込み、その熱気が冷めやらぬ中、JPOは、年次会合直前まで、「ONE TEAM」となって、準備を進めました。

12月12日、春のような陽気の中、ID5年次会合を、TM5年次会合に続いて、千葉県浦安市で開催しました。会合1日目となるこの日に行われたのは、五庁関係者とオブザーバーのWIPOのみが参加するクローズドな会合です。ホスト庁として、各庁の代表団を長官以下がお迎えし、和やかな中にも張り詰めた雰囲気の中、長官による歓迎の挨拶を皮切りに、会合がスタートします。写真撮影後(写真5)、議長(審査第一部長)の進行で、各プロジェクトの進捗確認、成果物やプロジェクト完了の承認に続き、共同声明やRODの採択を行い、無事会合を終えることができました。

会合の主な成果は、以下のとおりです。

①制度比較から共通実務の探求へ

a.2019年ID5共同声明

五庁は、これまで意匠保護に関する制度及び実務

の比較を中心に協力活動を推進し、相互理解を深めてきました。年次会合では、これまでの五庁協力を総括し、比較研究で培った知識を基に、グローバルな意匠保護が目指すべき指針となる共通意匠実務の作成に向けて努力していくことを、今後の五庁協力の重要な活動方針と位置付けた共同声明を採択しました¹⁴⁾。

b.ユーザーセッション

また、五庁のユーザー代表を交えたユーザーセッションでは、JPOとUSPTOが共同リードし、共通意匠実務作成の先駆けともなる「推奨意匠実務に関する研究」をはじめとして、より効率的でユーザーフレンドリーな意匠保護をテーマに、五庁とユーザーとの間で活発な意見交換を行いました。(ユーザーセッションについては、後述。)

②意匠制度の国際協調に向けた継続的な取組(プロジェクトの成果とりまとめ)

a.優先権書類の電子的交換

「優先権書類の電子的交換に関する研究」では、五庁全てが、2020年中にWIPOを通じた優先権書類の電子的交換(DAS)¹⁵⁾を開始する予定であることが確認されました。

CNIPA、KIPO、USPTOは、既にDASを通じた優先権書類の電子的交換を開始済みで、JPOは、2020年1月から開始、残りのEUIPOは、同年7月に提供庁(EUIPOへの意匠登録出願を優先権主張の基礎として第二国に出願する場合に第二国官庁へ優先権証



写真5 第5回ID5年次会合出席者



写真6 1日目会合の様子

14) http://id-five.org/wp-content/uploads/2019/12/2019ID5JointStatement_final.pdf

15) <https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/yusen/das/gaiyo.html>

明書を提供)として、同年9月に、取得庁(優先権主張を伴ってEUIPOに意匠登録出願する場合に第一国官庁から優先権証明書を取得)として、DASを通じた優先権書類の電子的交換を開始しました¹⁶⁾。これにより、優先権書類の提出に関するユーザーの利便性向上が期待されます。

b. 調査研究の結果とりまとめ

また、以下の協力プロジェクトについても、調査研究の結果を取りまとめました。

- ・優先権の実務に関する研究
- ・製品表示に関する実務の比較研究
- ・潜在的な経済要因及び各知財庁の施策がグローバルな意匠出願に与える影響の分析
- ・3Dプリンティングと意匠保護に関する研究
- ・新規性審査におけるインターネット情報の証拠性に関する研究

c. ID5ウェブサイト刷新

さらに、ID5の活動情報に対するユーザーアクセスを向上させるために、ID5ウェブサイトを更新しました。

(4) ユーザーセッション

2日目となる12月13日、五庁のユーザー代表を交えて、ユーザーセッションを開催しました。前日から一転、外は冬らしい寒さとなりましたが、会場は100名近い参加者で埋め尽くされ、熱気に包まれる中、活発な情報交換、意見交換を行いました。

今回のユーザーセッションは、2部構成で行いま

した。第1部(午前)は、五庁から参加ユーザーに対し、前日に行われた年次会合の成果と各庁の近況を報告して質疑応答を行う「情報セッション」、第2部(午後)は、設定したテーマに関して、五庁のユーザー代表からそれぞれ発表をいただき、五庁とユーザーとの間で意見交換を行う「フォーラムセッション」です。

①第1部：情報セッション

まず、年次会合の成果報告では、ホスト庁であるJPOが、共同声明を含む会合全体の報告を行った後、成果の得られた各プロジェクトについて、各リード庁が報告し、質疑応答を行いました。会場からは、たくさんのコメントが寄せられました。

次に、各庁から近況報告を行いました。従前のID5ユーザーセッションでは各庁の近況をまとめた形で情報共有する機会はありませんでしたが、参加ユーザーの関心が高いと考え、今回実施しました。加えて、同様に複数国で意匠権取得を行うユーザーの関心の高いハーグ協定に基づく国際意匠登録制度の最新動向についても、WIPOから発表していただきました。

②第2部：フォーラムセッション

「より効率的でユーザーフレンドリーな意匠保護への期待：グローバルユーザーのニーズは何処に？」と題した共通テーマに基づき、五庁のユーザー代表計10組から、企業におけるデザイン・意匠権活用の実態、各国制度・実務の調和が望まれる分野、ID5に対する期待等についてそれぞれ発表していただきました。



写真7 情報セッションの様子



写真8 フォーラムセッションの様子

16) <https://euiipo.europa.eu/ohimportal/en/news/-/action/view/8282819>

第1部の質疑応答と第2部を通して、参加ユーザーの方々からは、多岐にわたる分野について、実務経験に基づいた、各国制度の改善や手続調和等を求めるコメントや意見をいただきました。ユーザーからいただいた意見も参考に、引き続き五庁協力を推進していくことを最後に確認し、ユーザーセッションは閉会しました。

③ユーザーセッション後

参加者全員での写真撮影後、短い時間でしたが、会場に、日本の伝統文化であるお茶と着物の着付けを体験する場を用意しました。また、フォーラム

セッションで登壇いただいたWHILL株式会社様のご協力により、国際意匠登録もされているパーソナルモビリティの試乗体験も行いました。はるばる日本までお越しいただいた参加者の皆様に、日本の伝統と最先端技術を体験していただきました。

6. おわりに

2015年のID5創設以来、五庁協力を進める中、各国では、意匠保護の法制度や実務の見直しが行われました。

日本では、意匠図面の記載要件の緩和等を行った



写真9 ユーザーセッション後集合写真



写真10 文化体験

累次の意匠審査基準改訂、新規性喪失の例外期間を1年に延長するとともに優先権書類の電子的交換を意匠分野においても可能とした平成30年意匠法改正、そして意匠制度の抜本的な見直しを行った令和元年意匠法改正及びそれに伴う意匠審査基準改訂（詳細については、本誌の他記事を参照。）が行われました。韓国では、今年の夏、日本と同様に保護対象を物品性のない画像そのものまで拡大するデザイン保護法改正案が国会に提出されました。中国では、今年の10月、専利法改正案がついに成立しました（2021年6月1日施行）。この第四次改正専利法は、意匠権の存続期間をハーグ協定ジュネーブ改正協定に加盟するために最低限必要な期間である15年に延長するとともに、改正案検討の段階では一度削除された、部分意匠制度の導入が含まれています。また、実務の面では、5.(3)②a.でご紹介したとおり、五庁全てが、WIPOを通じた優先権書類の電子的交換(DAS)を開始しました。

これらの見直しに、五庁協力がどれほど影響を与えたのかは定かではありませんが、少なくとも、五庁協力を通じた相互理解の深化により、各庁がよい刺激を受けているということではのではないかと思います。

他方、意匠の分野では、そもそも登録前の実体審査をどの程度行うかについて五庁間でも違いがあり、ID5の協力プロジェクトとして比較研究を行った分野でも、未だ、大小様々な制度上、実務上の違いがあります。さらに、制度変更についての組織の権能も官庁により異なります。制度の調和、共通化が理想ではあるものの、その実現はなかなか難しいのが現実といわざるを得ません。そうであれば、制度が異なることは認めつつ、まずは、各庁の実務のレベルでは相互に運用可能な（ある国への出願がそのまま他国でも通用する）状況を少しでも増やしていく努力が必要なのではないかと思われます。

WIPOハーグ登録部へ出向し、ハーグ協定への加盟やその実施の支援の一環として、様々な国の多様な法制度や実務運用をハーグ制度に照らして分析・評価する業務を行っていた際¹⁷⁾、ある時から、「interoperability」という語をよく使うようになりま

した。「interoperability」とは、複数の異なるシステム等を接続したり組み合わせ使用したときに、一緒に運用・連携できる能力やその度合いのことで、特に情報通信の分野で使用され（例えば、交通系ICカードの相互利用）、「相互運用性」と訳されます。

2019年の第5回の共同声明(5.(3)①a.)では、複数国での意匠権取得をより円滑かつ効率的なものとするためには、各国の意匠実務間の相互運用性を強化していく努力が不可欠であることを確認しています。また、更に効果的な成果を得るため、国際意匠登録制度であるハーグ制度との相乗効果に配慮することも触れています。ID5協力を通じて、各国の意匠制度及び実務の利便性、効率性、そして相互運用性が更に高められていくことが期待されます。

最後に、ID5協力に関する業務は、会合の準備を行う者や会合に参加する者のみならず、各協力プロジェクトの検討や成果物作成に携わる者から、諸々の手続をサポートする者まで、たくさんの同僚の協力により行われています。また、基幹業務である意匠審査が審査官等によって着実に実行される上において、国際協力の作業を進めることができます。さらに、ユーザー代表の皆様には、ユーザーセッションに参加いただく等、ご協力をいただいております。

本稿では、関係者の個人名を挙げることはしませんでした。歴代の審査第一部長、意匠課長、意匠審査企画官や国際課の方々をはじめとしたたくさんの同僚やユーザーの皆様のご協力によりID5協力の業務が進められていることを記すと同時に、サポートいただいた関係者の方々に、この場を借りて謝意を表したいと思います。

Profile

玉虫 伸聡 (たまむしのぶあき)

平成16年4月 特許庁入庁

意匠審査官、意匠課意匠分類企画係長、国際課意匠政策係長、意匠課課長補佐(企画調査係長)、世界的知的所有権機関ハーグ登録部アソシエイトオフィサー等を経て、平成31年3月より現職。平成31年4月から令和2年3月まで、意匠課課長補佐として、ID5等を担当。

17) 拙稿「我が国加入以降の意匠の国際登録に関するハーグ制度の動向について」特技懇292号 P. 42-53 (特許庁技術懇話会、2019.1.28) <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/292/292tokusyu05.pdf>